

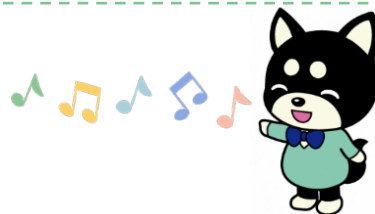
令和5年6月8日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第32号

～ 本号掲載内容 ～

- 1 第二期計成年後見制度利用促進基本計画2年目を迎えて
- 2 市町村セミナーを開催します
- 3 「成年後見はわかり」サイトのご案内
- 4 権利擁護支援体制全国ネットK-ねっと
- 5 K-ねっと Q&A



～はじめに～

本号から、K-ねっと事務局（全国社会福祉協議会）がニュースレターを発行します。

本号では、権利擁護支援ネットワーク等体制づくりのために必要な情報等を掲載しております。ぜひ、ご利用ください。

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画2年目を迎えて

「第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画という）」が令和4年3月25日に閣議決定されて計画期間の2年目を迎えました。

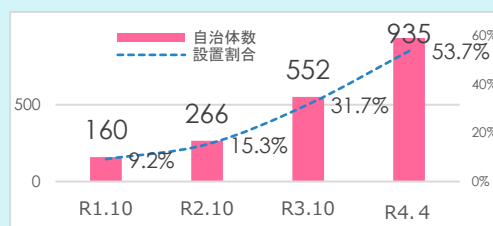
第二期計画では、工程表やKPI（重要業績評価指標）を定めて各施策の推進に取り組むこととしており、全市町村による「中核機関の整備」や「権利擁護支援の行政計画等の策定・必要な見直し」、全都道府県による「担い手育成方針の策定」や「協議会の設置」など、各地域で取り組んでいただいているところです。

中核機関は令和4年4月1日時点で **1,741市町村中935市町村で整備**されています。第二期計画では、**令和6年度末までに、全地域で中核機関が整備されることをめざしています**。そのため、本年度、厚生労働省では「中核機関の取組事例集（仮称）」を作成して、各地域の中核機関の整備を推進していきます！



「中核機関の立ち上げには何から準備すればいい？」
「協議会や受任調整ってどのように進めたらいい？」
そんな自治体の皆さんは次に紹介する市町村セミナーにご参加ください。

－中核機関の整備状況－



令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（速報値）より

2. 市町村セミナーを開催します

○テーマ

「第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村・都道府県の役割・取組
～全国の取り組み状況、自治体の実践報告～」

○日時 令和5年6月30日（金）13：00～17：00 **オンライン開催**

○プログラム

（行政説明）

「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」

「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」

「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について」

次頁に続く

(分科会形式での実践報告と交流)

「中核機関の立ち上げの実践報告」

(報告者) 北海道せたな町 / 和歌山県串本町

「中核機関のコーディネート機能強化の実践報告」

(報告者) 香川県坂出市・坂出市社協 / 山形県山形市・山形市社協

(説明)

「家庭裁判所と福祉・行政の相互理解と連携について」

○申込方法

OnePublic (厚生労働省と地方公共団体の共同ポータル) にある案内通知をご確認ください。

「中核機関の立ち上げ実践報告」
では小規模自治体からの実践報告
を行っていただきます！



3. 「成年後見はやわかり」サイトのご案内

厚生労働省が開設している、成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」についてご案内します。ポータルサイトは、本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。

自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできますのでご活用ください。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

◆ サイト名: 成年後見はやわかり (URL: <https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

ご本人・家族・地域のみなさまへ
制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

ご本人・家族・地域のみなさまへ
制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

ご本人・家族・地域のみなさまへ
制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

ご本人・家族・地域のみなさまへ
制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

成年後見はやわかり 厚労省



4. 権利擁護支援体制全国ネット K-ねっとのご案内

第二期計画では、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できる地域の権利擁護支援体制づくりを進めています。

K-ねっとは、中核機関等のみで解決できない課題に対して、二次的な相談等を受けて専門的な助言を行うなどのサポートを行っています。ご活用ください。

「先進事例を教えてください」「個別ケース対応に困っている」などの相談に対して…
K-ねっとが有する情報から取組参考情報を提供したり、専門的な知見を要する相談については、専門相談員、アドバイザーが実践に即した助言・情報提供を行います。



<相談の流れ>

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと

- 専門相談員 (社会福祉士)
- アドバイザー
 - ・ 日本弁護士連合会
 - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
 - ・ 日本社会福祉士会
 - ・ 自治体職員
 - ・ 中核機関職員
 - ・ 都道府県社協、市区町村社協

連携

厚生労働省
成年後見制度利用促進室

全国相談支援体制強化事業

権利擁護支援体制全国ネット: K-ねっと

(運営: 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

☎ 03-3580-1755 ✉ k-net@shakyo.or.jp

(受付時間: 月～金 9:30～17:30)

5. K-ねっと Q&A

K-ねっとには、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆さまから相談が寄せられています。その中から、問合せが多い質問とその回答についてご紹介します。

Q 成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

A 一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともにお互いの役割を理解し、定期的に情報共有したり研修を行ったりすることで関係づくりを進めることが重要です。
相談をつなぐ場合の流れや個人情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を検討することなども有効です。

Q 協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

A 協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。
多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。
例えば、事前に二期計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語は多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と行政担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

厚生労働省のホームページ（成年後見制度利用促進）では、次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進専門家会議について（会議開催の状況、提出資料など）
- 施策の実施状況、取組状況調査結果
- 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等（令和3年3月以降）



厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索

事務局より

今年度よりニュースレターの発行を担当させていただくK-ねっと事務局です。成年後見制度に関わる制度動向や研修会等のお知らせ、各地の取り組み、そしてK-ねっとに寄せられる相談からQ&A等をお伝えしてまいります。よろしくお願いいたします。
K-ねっと事務局（全国社会福祉協議会 地域福祉部）

